

# 北区土木部「週休 2 日制確保工事」実施要領

6北土土第 2422 号  
令和 7 年 3 月 1 9 日部長決裁

## 1 目的

本要領は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取り組みである「週休 2 日制確保工事」について、北区が発注する土木部所管の工事における「週休 2 日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

## 2 用語の定義

### (1) 現場閉所

対象期間において、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所を閉所された状態をいう。

### (2) 週休 2 日

#### ①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

#### ②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

※降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所に含めるものとする。

### (3) 対象期間

現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取り組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。代替休日は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。

### 3 対象工事

原則、北区土木部所管のすべての工事を対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 本要領 2 に定める対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 緊急対応を要する工事
- (4) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

### 4 業務の流れ

#### (1) 工事発注時

発注者は、本要領 3 項により週休 2 日制確保工事を選定した上で、当初設計時に完全週休 2 日または月単位の週休 2 日として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休 2 日制確保工事である旨を記載する。

なお、補正係数は積算基準の記載による。

#### (2) 工事契約時

発注者は、週休 2 日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者が施工環境等を考慮し、監督員と協議したうえで週休 2 日制確保工事を希望した場合には、その旨を施工計画書に明記する。この場合、同項 (1) 案件公表時の記載がない工事についても対象とする。

受注者より、週休 2 日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は同項 (3) 及び (4) に記載の義務を負わない。

#### (3) 工事施工時

①受注者は、広報板に「週休 2 日制確保工事」である旨を記載する【別添 1】。

②受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表や電子メール等で監督員に報告する。

③発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休 2 日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### (4) 最終変更時

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添 2)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第 108 号」)。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所の実施結果が当初設計時より変更が生じた場合、実施結果に応じた補正係数により設計変更を行う。

### 5 留意事項

- (1) 受注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各  
工事単位で行うものとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年3月5日7北土土第2493号部長決裁)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

広報版記載例

# 道路工事のお知らせ

## 週休 2 日制確保工事（※1）

◆はじめに

◆工事の場所と日時について

◆工事概要

◆工事による影響などについて

◆施工場所・案内図

◆連絡先・お問合せ先

本工事は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」です。（※2）

- ・※1 は、全ての広報板に記載。
- ・※2 は、可能な場合、広報版に記載。
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

